

議案発議案第 4 号

県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和33年宮崎県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																													
<p>第 2 条 小林市の区域と、西諸県郡高原町の区域を合わせて 1 選挙区を設ける。</p> <p>第 3 条 西都市の区域と、児湯郡西米良村の区域を合わせて 1 選挙区を設ける。</p> <p>第 4 条 前 2 条に定めるものを除くほか、県議会議員の選挙区は、郡市の区域による。</p> <p>第 5 条 各選挙区において選挙すべき議員の数は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">選挙区</th> <th style="text-align: center;">議員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮崎市</td> <td style="text-align: center;">12人</td> </tr> <tr> <td>都城市</td> <td style="text-align: center;">6人</td> </tr> <tr> <td>延岡市</td> <td style="text-align: center;">5人</td> </tr> <tr> <td>日南市</td> <td style="text-align: center;">2人</td> </tr> <tr> <td>小林市（西諸県郡高原町の区域を含む。）</td> <td style="text-align: center;">2人</td> </tr> <tr> <td>日向市</td> <td style="text-align: center;">2人</td> </tr> <tr> <td>串間市</td> <td style="text-align: center;">1人</td> </tr> <tr> <td>西都市（児湯郡西米良村の区域を含む。）</td> <td style="text-align: center;">1人</td> </tr> </tbody> </table>	選挙区	議員数	宮崎市	12人	都城市	6人	延岡市	5人	日南市	2人	小林市（西諸県郡高原町の区域を含む。）	2人	日向市	2人	串間市	1人	西都市（児湯郡西米良村の区域を含む。）	1人	<p>第 2 条 県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">選挙区</th> <th style="text-align: center;">議員数</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">区域</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮崎市</td> <td>宮崎市</td> <td style="text-align: center;">12人</td> </tr> <tr> <td>都城市</td> <td>都城市</td> <td style="text-align: center;">6人</td> </tr> <tr> <td>延岡市</td> <td>延岡市</td> <td style="text-align: center;">5人</td> </tr> <tr> <td>日南市</td> <td>日南市</td> <td style="text-align: center;">2人</td> </tr> <tr> <td>小林市・西諸県郡</td> <td>小林市及び西諸県郡</td> <td style="text-align: center;">2人</td> </tr> <tr> <td>日向市</td> <td>日向市</td> <td style="text-align: center;">2人</td> </tr> <tr> <td>串間市</td> <td>串間市</td> <td style="text-align: center;">1人</td> </tr> </tbody> </table>	選挙区		議員数	名称	区域		宮崎市	宮崎市	12人	都城市	都城市	6人	延岡市	延岡市	5人	日南市	日南市	2人	小林市・西諸県郡	小林市及び西諸県郡	2人	日向市	日向市	2人	串間市	串間市	1人
選挙区	議員数																																													
宮崎市	12人																																													
都城市	6人																																													
延岡市	5人																																													
日南市	2人																																													
小林市（西諸県郡高原町の区域を含む。）	2人																																													
日向市	2人																																													
串間市	1人																																													
西都市（児湯郡西米良村の区域を含む。）	1人																																													
選挙区		議員数																																												
名称	区域																																													
宮崎市	宮崎市	12人																																												
都城市	都城市	6人																																												
延岡市	延岡市	5人																																												
日南市	日南市	2人																																												
小林市・西諸県郡	小林市及び西諸県郡	2人																																												
日向市	日向市	2人																																												
串間市	串間市	1人																																												

<u>えびの市</u>	<u>1人</u>
<u>北諸県郡</u>	<u>1人</u>
<u>東諸県郡</u>	<u>1人</u>
<u>児湯郡（西米良村の区域を除く。）</u>	<u>3人</u>
<u>東臼杵郡</u>	<u>1人</u>
<u>西臼杵郡</u>	<u>1人</u>

<u>西都市・西米良村</u>	<u>西都市及び児湯郡西米良村</u>	<u>1人</u>
<u>えびの市</u>	<u>えびの市</u>	<u>1人</u>
<u>北諸県郡</u>	<u>北諸県郡</u>	<u>1人</u>
<u>東諸県郡</u>	<u>東諸県郡</u>	<u>1人</u>
<u>児湯郡</u>	<u>児湯郡（西米良村を除く。）</u>	<u>3人</u>
<u>東臼杵郡</u>	<u>東臼杵郡</u>	<u>1人</u>
<u>西臼杵郡</u>	<u>西臼杵郡</u>	<u>1人</u>

附 則

- 1 この条例は、次の一般選挙から施行する。
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 県議会議員の選挙区の特例に関する条例（平成22年宮崎県条例第15号）
 - (2) 県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数についての人口の特例に関する条例（平成22年宮崎県条例第19号）